

介護予防・生活支援サービス事業の単価改定について

令和6年6月25日

(1) 訪問型サービス

① 訪問介護相当サービス

- ・認定区分別の基本単価の統合
- ・生活援助中心のサービス単価の新設(パターン2の廃止)
- ・処遇改善加算の再編(ベースアップ加算、特定処遇改善加算の廃止) ※6月より
- ・口腔連携強化加算の新設
- ・高齢者虐待防止未実施減算の新設

② 介護予防生活支援サービス

- ・単価の引き上げ
- ・高齢者虐待防止未実施減算の新設

(2) 通所型サービス

現行の基準緩和型サービスに新たに国基準のサービスを追加することで、人員配置の見合ったサービス提供体制と単位数設定となるように改定します。

① 国基準相当(A6)のサービスを新設 ※6月より

事業対象者・要支援1	要支援2
436単位(4回まで)	447単位(8回まで)
1798単位(4回を超える場合) ^{※1}	3621単位(8回を超える場合) ^{※1}

※1 所定の回数を超えた場合に使用する一月あたりの単価

② 緩和型サービス(A7)

- ・入浴加算を削除
- ・処遇改善加算の再編(ベースアップ加算、特定処遇改善加算の廃止) ※6月より
- ・高齢者虐待防止未実施減算、業務継続計画未策定減算の新設
- ・令和6年9月末で以下の加算を廃止する。

若年性認知症利用者受入加算、生活機能向上グループ活動加算、運動機能向上加算、栄養アセスメント加算、口腔機能向上加算、事業所評価加算

	パターン1 (5時間以上)	パターン2 (3～5時間)	パターン3 (2～3時間)
改定前	284単位	251単位	200単位
改定後	334単位	296単位	240単位

(3) 介護予防ケアマネジメント

改定前	改定後
438単位	442単位